

令和7年度仙台市職員採用試験案内

《文化財主事》

申込受付期間 令和7年12月1日(月)10時～12月22日(月)17時
 【電子申請】

※上記期間内にせんだいオンライン申請サービスに到達したもののみ有効です。

第一次試験日 令和8年1月17日(土)

この試験は、主として令和8年度の採用候補者を決定するために行うものです。

注意事項

- ・申込みは電子申請のみ(郵送不可)です。インターネットに接続したパソコンやスマートフォン、タブレット端末等で行ってください。
- ・せんだいオンライン申請サービスでは、定期的にシステムメンテナンスが実施されます。メンテナンス中は、上記申込受付期間内であっても手続きができませんので、必ずステータスサイト(https://publitech.fun/logoform_maintenance)でメンテナンス日程を確認してください。
- ・上記申込受付期間外の申込みについては、いかなる理由があっても認めません。締切直前に回線の不具合等により申込みできることもありますので、お早めに申込手続きを行ってください。
- ・採用試験の内容が変更される場合等には、仙台市ホームページ「仙台市職員採用情報」上で告知するほか、せんだいオンライン申請サービス(no-reply@logoform.jp)からメールにて通知しますので、随時確認してください。

1. 試験の種類、採用予定人員及び職務概要

試験の種類	採用予定人員	職務概要
文化財主事	1名程度	主に埋蔵文化財の発掘調査等の専門業務に従事します。

◇ 採用予定人員については、新規事業計画等により変更することがあります。

2. 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

- (1) 次のいずれかに該当する人
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

※ 日本国籍を有しない人は、採用後、担当できる職務等に制限があります。(6ページ「10.日本国籍を有しない職員の担当職務について」を参照してください。)
 - (2) 地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない人
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 仙台市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。
 - (3) 下表の年齢、資格に該当する人

年齢	資格
平成2年4月2日以降に生まれた人	次のいずれかに該当する人 <ol style="list-style-type: none"> ①学校教育法に規定する大学(大学院を含み、短期大学を除く。)において考古学を専攻して卒業又は令和8年3月までに卒業する見込の人で<u>発掘調査経験(令和7年11月30日現在)</u>を有する人 ②学校教育法に規定する大学(大学院を含み、短期大学を除く。)において歴史学を専攻して卒業又は令和8年3月までに卒業する見込の人で<u>発掘調査経験(令和7年11月30日現在)</u>を有する人 ③人事委員会が①又は②に準ずると認める人

◇ 上記の資格等に関して、履修要件を満たさなかった場合や関連大学等を卒業・修了できなかった場合には、最終合格した場合であっても採用されません。

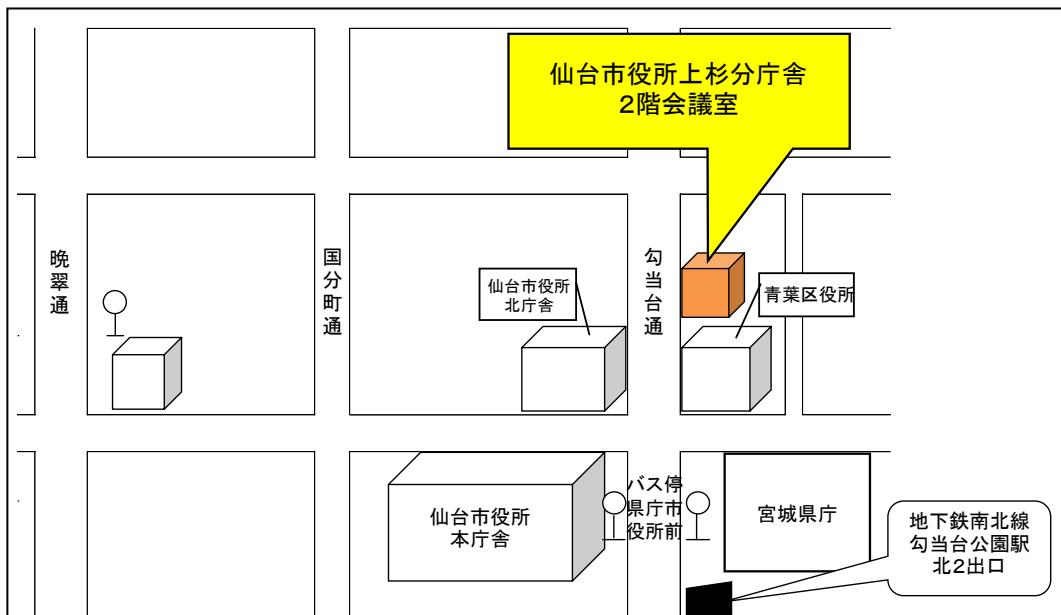
3. 試験の日時・会場

試験		日時	試験会場(予定)
第一次試験	筆記試験 ・教養試験 ・専門試験	令和8年1月17日(土) 9時10分～16時10分頃	仙台市役所上杉分庁舎2階会議室 ※ 試験会場は変更になる場合があります。 受験票で指定しますので、必ず確認してください。
	適性検査		
第二次試験	論文試験	令和8年2月10日(火)	市役所庁舎等
	面接試験		

【参考】第一次試験会場案内図

○仙台市役所上杉分庁舎(仙台市青葉区上杉1丁目5-12)

【交通アクセス】地下鉄南北線「勾当台公園」で下車、北2出口から徒歩約5分。



4. 試験の方法

(1) 試験の内容・配点

試験		内 容	配 点
第一次試験	教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験(90分・30問)	100
	専門試験	[記述式]考古学や文化財全般に関する専門的な知識についての筆記試験(60分)	40
		[実技]遺物に関する実技試験(標本実測)(60分) ※測定器具(マーコ、デバイダー、コンパス、キャリパー、直定規、三角定規、三角スケール、カッターナイフ、鉛筆削り、遺物固定用粘土、遺物固定用テープ、チョーク、チャコペン類(色鉛筆不可))を持参してください。	60
	適性検査	性格適性又は職務適性についての心理学的検査	○
第二次試験	論文試験	出題されたテーマに対する記述式による筆記試験(120分・1,200字程度) 【評定項目】理解力、洞察力・判断力、論理性・構成力、表現力・国語力等	200
	面接試験	公務員としての適格性についての個別面接 【評定項目】積極性、堅実性、コミュニケーション力・受容性・協調性、表現力・理解力・判断力等	500

- ◇ 「試験」欄に記載のいずれかの試験において一定の合格基準に達しない方は、他の試験の成績に関わらず不合格となります。
- ◇ 適性検査は、第一次試験の際に受験していただき、その結果を第二次試験・面接試験の参考資料として取り扱います。
- ◇ 第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行います。また、最終合格者は第一次試験の得点と第二次試験の得点を総合した最終得点により決定します。

(2) 教養試験(五肢択一式)の問題数・出題分野

問 題 数 ・ 出 題 分 野	
必須解答 (30問)	社会科学、人文科学、自然科学、社会事情等の知識問題及び文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等の知能問題

(3) 筆記試験の例題

第一次試験・筆記試験の例題及び令和6年度の論文題を仙台市ホームページ「仙台市職員採用情報」(6ページ参照)に掲載しています。また、市政情報センター、宮城野区情報センター、若林区情報センター、太白区情報センター及び仙台市東京事務所で閲覧することができます。※過去に出題された筆記試験の問題は公表しておりません。

5. 合格発表

発 表 日 時	掲 示 場 所
第一次試験 令和8年1月26日(月)午前10時	仙台市役所本庁舎東側掲示板
最 終 発 表 令和8年2月19日(木)午前10時	

- ◇ 同日午前10時以降、仙台市ホームページ「仙台市職員採用情報」(6ページ参照)に合格者の受験番号を掲載します。また、人事委員会事務局で電話による合否の照会を受け付けます(電話 022-214-4457)。
- ◇ 第一次試験の合格者への郵送による通知は行いませんので、合格を確認した方は仙台市ホームページ「仙台市職員採用情報」(6ページ参照)から速やかに第二次試験実施要領等を確認してください。
- ◇ 最終合格者にのみ郵送により通知しますが、合格を確認したにもかかわらず、発表後、土・日・祝日を除いて4日経っても届かない場合には、人事委員会事務局に照会してください。
- ◇ 受験資格を満たしていない場合又は申込内容や提出書類の記載事項に事実と異なる記載があった場合には、試験に合格しても採用される資格を失うことがあります。
- ◇ この試験に係る個人別成績については、受験者本人からの請求により開示することができます(下表参照)。

対 象	開示内容	期 間	申 込 方 法
第一次試験の不合格者	第一次試験の教養試験及び専門試験の粗点・得点、順位並びに総合得点	令和8年1月26日から 令和8年2月26日まで (消印有効)	仙台市ホームページ「仙台市職員採用情報」より「個人別成績開示請求書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記の書類を添付して人事委員会事務局に提出してください。 ①顔写真付き身分証明書の写し(運転免許証、旅券など) ②あて先に請求者の住所・氏名を記載し、460円分の郵便切手を貼付した返信用封筒(長形3号) ※送付用の封筒に「成績開示請求」と朱書きし、簡易書留などの確実な方法で提出してください。 【提出先】〒980-8671(住所不要) 仙台市人事委員会事務局任用課
第二次試験の不合格者	第一次試験の教養試験及び専門試験の粗点・得点、第二次試験の論文試験及び面接試験の得点、順位並びに最終得点	令和8年2月19日から 令和8年3月19日まで (消印有効)	

6. 給与・勤務条件等

(1)給与

初任給(※)は、大学等卒業直後に採用された場合で、地域手当を含め、下表のとおりです(令和7年4月1日現在)。

なお、学歴や職歴によってはこの額に一定の基準に基づいて加算された金額となることがあります。

また、給与は、下記のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの支給要件にしたがって支給されます。

学 歴	初 任 給
大学卒	約238,500円
大学院卒	約252,200円

※「職員の給与に関する条例」の規定により、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料月額は、適用される給料表の級・号俸に応じた額の7割となります。

(2)勤務時間

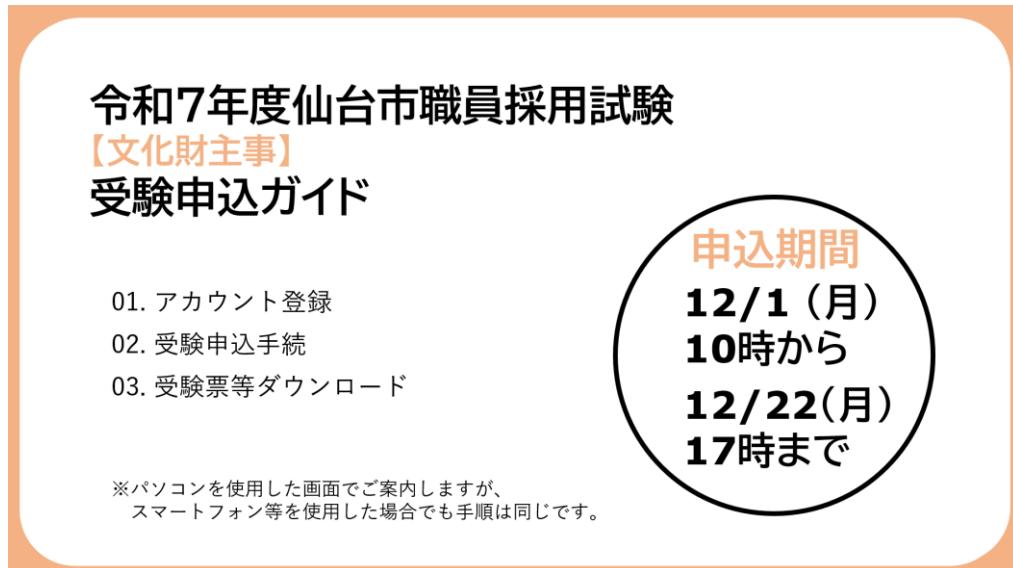
原則として1週間当たり38時間45分で、週休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は60分。一定の範囲内での時差出勤の制度があります。)です。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

(3)休暇

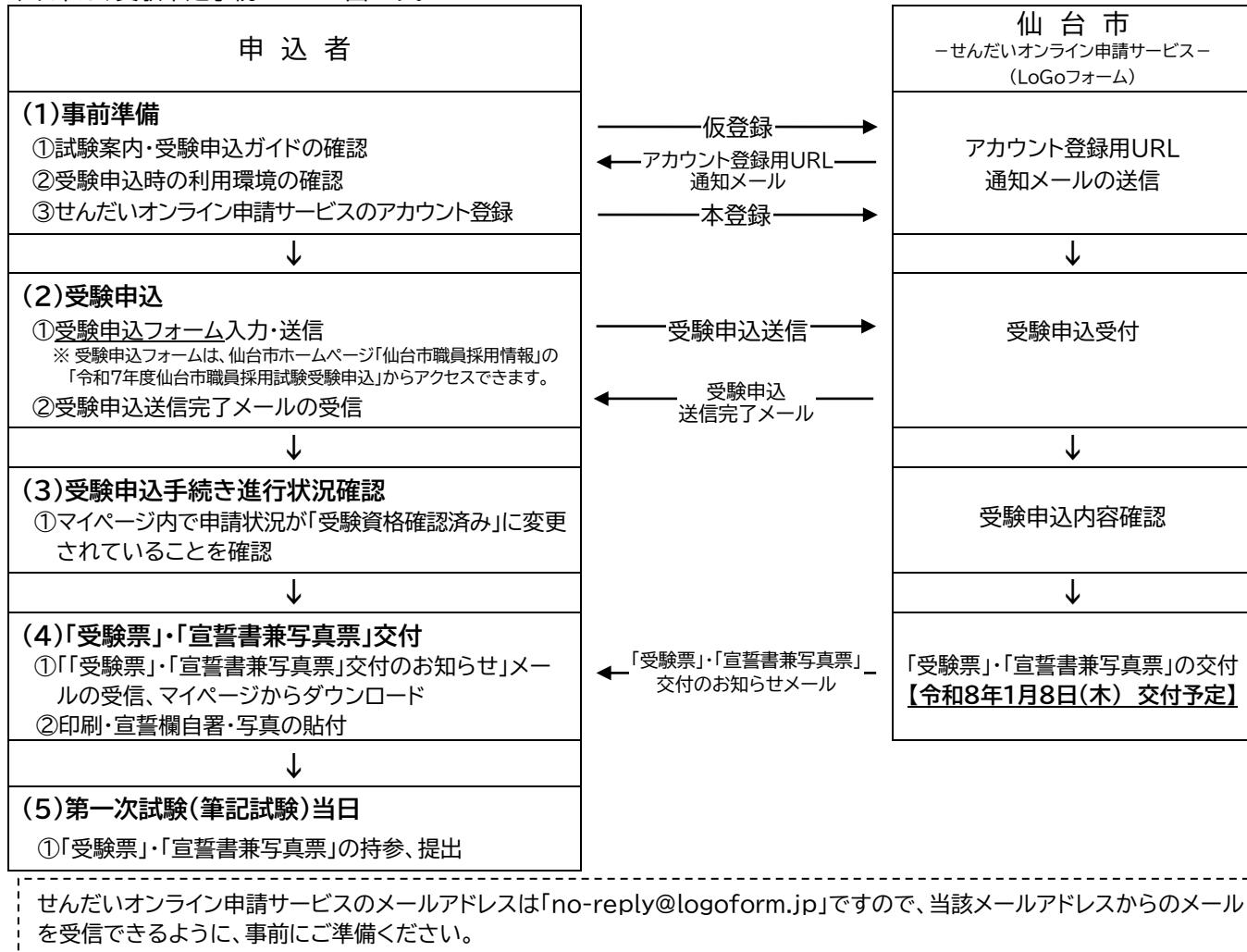
1年間に20日の年次有給休暇や、結婚休暇、産前・産後休暇、配偶者出産補助休暇、育児参加のための休暇、育児休業、育児時間、育児短時間勤務、子の看護等休暇、要介護者の介護や不妊治療のための休暇等の制度があります。

7. 受験申込方法

受験申込手続の流れは、仙台市ホームページ「仙台市職員採用情報」に掲載している「仙台市職員採用試験【文化財主事】受験申込ガイド」でご案内しています。必ずご一読の上、受験申込を行ってください。



◇以下は、受験申込手続のフロー図です。



受験申込手続の注意事項

(1)事前準備

- ① 試験案内及び受験申込ガイドの内容を必ず確認してください。
- ② せんたいオンライン申請サービスは、インターネットに接続したパソコンやスマートフォン、タブレット等で利用することができます。事前に推奨環境を確認してください。
- ③ 受験申込手続を行うために、せんたいオンライン申請サービスのアカウントが必要となりますので、アカウントを持っていない方は登録を行ってください。アカウントのログインIDとパスワードは、紛失することのないよう必ず控えてください。
※ アカウント登録を行う場合、「メールアドレスを入力・送信」する方法と「外部サービスと連携」する方法のいずれかを選択することができますが、「メールアドレスを入力・送信」してアカウント登録を行う方法を推奨します。詳細は、受験申込ガイドを確認してください。

(2)受験申込

- ① 受験申込期間中に受験申込フォームにアクセスして必要事項を入力後、送信してください。
- ② 受験申込の送信が完了すると、受験申込フォームに入力したメールアドレスあてに送信完了メールが届きますので、メールの受信を必ず確認してください。

(3)受験申込手続き進行状況確認

- ① 送信した受験申込は、人事委員会事務局で土・日・祝日を除いたおおむね3日以内に申込内容の確認を行います。
人事委員会事務局での確認が終わると、申請状況が「受付」から「受験資格確認済み」に変更されますので、ログイン後のマイページで必ず確認してください（「受験資格確認済み」に変更された際のメール等での通知はありません。）
また、申込内容に誤りや疑義がある場合は、人事委員会事務局から連絡をして確認を行います。
※ 送信完了メールを受信後、土日祝日を除き3日経過しても申請状況が「受験資格確認済み」に変更されない場合は、人事委員会事務局までお問い合わせください。

(4)「受験票」・「宣誓書兼写真票」交付

- ① 「受験票」と「宣誓書兼写真票」は、令和8年1月8日(木)にせんたいオンライン申請サービス上で交付予定です。交付の際は、受験申込フォームに入力したメールアドレスあてに「受験票」・「宣誓書兼写真票」交付のお知らせメールが届きますので、せんたいオンライン申請サービスのマイページから「受験票」と「宣誓書兼写真票」をダウンロードしてください。
- ② ダウンロードした「受験票」と「宣誓書兼写真票」を印刷(A4サイズ、片面印刷)してください。「宣誓書兼写真票」の「宣誓欄」に自署し、指定の位置に写真(第一次試験(筆記試験)時点で6か月以内に撮影したもの、縦4cm×横3cm)を貼付してください。
※ 令和8年1月13日(火)を過ぎても「受験票」と「宣誓書兼写真票」を確認できない場合は、人事委員会事務局までお問い合わせください。

(5)第一次試験(筆記試験)当日

- ① 第一次試験(筆記試験)当日に、「受験票」と「宣誓書兼写真票」を忘れずに持参してください。「宣誓書兼写真票」は当日に回収します。
※ 試験当日に宣誓書兼写真票を忘れた場合、又は写真の貼付を忘れた場合は、受験できませんので、ご注意ください。

受験申込の送信後は、内容の修正は一切できませんので、ご注意ください。

8. 受験に当たっての注意

(1)第一次試験・第二次試験共通

- ① 災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰り下げを実施する場合や、試験の内容等を変更する場合は、仙台市ホームページ「仙台市職員採用情報」(下記参照)でお知らせするほか、せんたいオンライン申請サービス(no-reply@logoform.jp)からメールにて通知しますので、隨時確認してください。
- ② 試験時間中は、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の使用は固く禁止します(時計の代わりに使用することも認めません。)。試験時間中に使用を確認した場合は、失格となることがあります。
- ③ 試験の方法・問題は、日本国籍の人、日本国籍を有しない人全て同一です。
- ④ 筆記試験(教養試験・専門試験)、論文試験、適性検査の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でしていただきます。また、面接試験は、全て日本語での質問・応答です。
- ⑤ 身体の障害等のため、受験にあたり一定の配慮が必要な方は、申込入力時の通信欄にその旨を記入してください。
拡大印刷問題による受験や、ルーペ・車椅子・補聴器等を使用して受験ができます(ただし、人事委員会事務局が事前に認めたものに限ります。また、補聴器について、試験時間中は補聴器の電波受信機能は使用できません。)。なお、使用的する補装具は各自持参してください。
- ⑥ 試験会場内(敷地内)は、禁煙です。
- ⑦ 第一次試験合格者については、受験資格の有無、受験申込記載事項の真否等に関する調査を行うことがあります。
※ 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、人事委員会事務局とは一切関係ありませんので、ご注意ください。

(2)第一次試験(筆記試験)

- ① 「受験票」、「宣誓書兼写真票(宣誓欄に自署、写真貼付済み)」、筆記用具(HBの鉛筆数本(シャープペンシル可)・消しゴム)、時計(計時機能だけのものに限る。)を持参してください。また、上記に加え、専門試験(標本実測)で使用する測定器具(マーコ、デバイダー、コンパス、キャリパー、直定規、三角定規、三角スケール、カッターナイフ、鉛筆削り、遺物固定用粘土、遺物固定用テープ、チョーク、チャコペン類(色鉛筆不可))を持参してください。
- ② 受験室への入室開始(予定)は、受験票に記載された集合時刻の10分前です。
- ③ 試験当日は昼休みが入りますので、昼食を用意してください。

9. 採用の方法

- (1) 最終合格者は、試験の種類ごとに、その試験区分別に作成される採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用予定者が決定されます。この名簿は、原則として確定の日から1年間有効です。
- (2) 採用予定者以外の最終合格者は、採用辞退や今後の欠員等の状況に応じて採用される採用待機者という扱いになります。
- (3) 最終合格者には、最終結果通知の際に、任命権者から、採用予定者もしくは採用待機者であることがお知らせされます。
- (4) 最近では、採用予定者は、本人辞退や本人の帰責による場合等を除いて全員採用されています。ただし、採用待機者については、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

10. 日本国籍を有しない職員の担当職務について

日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次のような制限があります。

- (1) 公権力の行使に該当する職務は担当できません。公権力の行使に該当する職務とは、おおむね次のとおりです。
 - ① 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる職務
 - ② 市民に義務や負担を一方的に課すこととなる職務
 - ③ 市民に対し強制力をもって執行することとなる職務
- (2) 課長以上の専決の権限を有するラインの職に就くことはできません。ただし、主幹、参事、理事というスタッフの職に就くことにより局長級までの昇任が可能です。
※ なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、人事委員会事務局までお問い合わせください。

受験手続その他受験に関するお問合せは

仙台市人事委員会事務局任用課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 TEL 022(214)4457
FAX 022(268)2942

- ▷ 仙台市ホームページ「仙台市職員採用情報」
<https://www.city.sendai.jp/ninjo/shise/shokuin/saiyo/shikenjoho/>
- ▷ 仙台市人事委員会事務局公式X「仙台市職員採用情報 @saiyou_sendai」
(職員採用試験に関する情報等は、上記ホームページ及びXアカウントでご覧いただくことができます。)

